

保険業法施行令の一部を改正する政令案

新旧対照条文

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十三条の八 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～四 （略）

2 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～十三 （略）

3 法第百条の二の二第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

4 法第百条の二の二第四項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第二号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。

（生命保険募集人に係る制限が適用されない場合）

第四十条 法第二百八十二条第三項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合（当該生命保険募

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十三条の八 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～四 （略）

2 法第百条の二の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～十三 （略）

3 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

4 法第百条の二の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、第二項第一号から第二号まで及び第十号から第十三号までに掲げる者とする。

（生命保険募集人に係る制限が適用されない場合）

第四十条 法第二百八十二条第三項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合（当該生命保険募

集人が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。）に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当する場合にあつては、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、当該生命保険募集人が、内閣府令で定めるところにより法第二百九十四条の四各号に掲げる措置に相当するものとして内閣府令で定める措置を講ずる場合）とする。

一・二 （略）

（保証金の額）

第四十一条 法第二百九十二条第一項に規定する政令で定める保証金の額は、千万円とする。ただし、保険仲立人の最初の事業年度終了の日後三月を経過した日以後においては、当該保険仲立人の各事業年度開始の日以後三月を経過した日（次条及び第四十四条において「改定日」という。）から当該各事業年度終了の日後三月を経過する日までの期間を対象とする保証金の額は、当該各事業年度開始の日の前日までの過去三年間に当該保険仲立人が保険契約の締結の媒介にして受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額（当該金額が千万円に満たない場合は千万円とし、当該金額が八億円を超える場合は八億円とする。）に相当する額とする。

（保証金の額）

第四十一条 法第二百九十二条第一項に規定する政令で定める保証金の額は、二千万円とする。ただし、保険仲立人の最初の事業年度終了の日後三月を経過した日以後においては、当該保険仲立人の各事業年度開始の日以後三月を経過した日（次条及び第四十四条において「改定日」という。）から当該各事業年度終了の日後三月を経過する日までの期間を対象とする保証金の額は、当該各事業年度開始の日の前日までの過去三年間に当該保険仲立人が保険契約の締結の媒介にして受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額（当該金額が二千万円に満たない場合は二千万円とし、当該金額が八億円を超える場合は八億円とする。）に相当する額とする。

(保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等)

第四十四条 保険仲立人は、法第二百九十二条第一項の保険仲立人賠償責任保険契約（次項において「賠責保険契約」という。）を締結する場合には、損害保険会社その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 保険仲立人に保険契約の締結の媒介に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、当該損害のうち一定の事由によるものを当該保険仲立人が賠償することにより生ずる損失（次号において「一定の事由による損失」という。）が填補されるものであること。

二 一定の事由による損失の額が一定の金額を超える場合に限りその超える部分の額につき損失が填補されるものである場合には、当該一定の金額が、保険仲立人の業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して金融庁長官の定める額以下であること。

三（五）（略）

2 前項の賠責保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十二条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から千円を控除した額に相当する金額を限度とする。

(保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等)

第四十四条 保険仲立人は、法第二百九十二条第一項の保険仲立人賠償責任保険契約（次項において「賠責保険契約」という。）を締結する場合には、損害保険会社その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 保険仲立人に保険契約の締結の媒介に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、当該損害のうち一定の事由によるものを当該保険仲立人が賠償することにより生ずる損失（次号において「一定の事由による損失」という。）がてん補されるものであること。

二 一定の事由による損失の額が一定の金額を超える場合に限りその超える部分の額につき損失がてん補されるものである場合には、当該一定の金額が、保険仲立人の業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して金融庁長官の定める額以下であること。

三（五）（略）

2 前項の賠責保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十二条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から二千円を控除した額に相当する金額を限度とする。